

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和6年5月24日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員 泉委員 綿引委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和6年5月24日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について
- 3 請願等審査
受理番号2 教科書採択に関する要望書
受理番号3 教科書採択に関する要望書
受理番号5 教科書採択に関する要望書
受理番号7 「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会に関する請願書
- 4 審議案件
教委第10号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
教委第11号議案 横浜市立学校における物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
教委第12号議案 教職員の人事について
教委第13号議案 教職員の人事について
- 5 その他

下田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
初めに、会議録の承認を行います。4月5日の会議録の署名者は大塚委員と綿引委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月9日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 5/20 本会議（第1日）役員改選
- 5/22 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/23 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月20日に本会議第1日目が開催され、役員改選が行われました。

5月22日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催され、教育長が令和6年度の事業概要を説明し、質疑が行われました。また、常任委員のメンバーが変わり初めての委員会ということで、教育委員からは、中上委員、大塚委員に御出席いただきました。

5月23日に本会議第2日目が開催され、議案上程、質疑、付託が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から「公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。

特になければ、次に「公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について」、所管課から報告いたします。

村上教職員人事部長

教職員人事部長の村上でございます。今回は、多数の職員が傍聴することで、一般の方の傍聴する機会を損なうということになっていたことは大変申し訳なく思っております。また、教育委員会事務局の信頼を著しく損なうものでございまして、大変重く受け止めております。申し訳ございません。

お手元の資料に沿いまして、まず、御報告させていただきます。「公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について」でございます。

「1 概要」ですが、本市教員による児童生徒に対するわいせつ事案の公判について、特に、被害者側からの要請を受けた場合、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、教育委員会事務局職員に傍聴を呼びかけておりました。一般の方の傍聴する機会を損なう行為であり、今後、このようなことが起こらないよう教育委員会として徹底してまいります。

「2 教育委員会事務局職員への傍聴呼びかけについて」でございますが、令和元年及び令和5年・令和6年に行われた公判4案件において、1回あたり、最大50名が呼びかけに応じ、裁判を傍聴しておりました。

「3 経過」でございます。令和6年5月7日、外部から公判における本市教育委員会事務局職員とみられる傍聴についてお問合せがございました。以降、令和6年5月20日まで事実関係の確認、今後の対応を協議しておりまして、令和6年5月20日、今後実施しないことを庁内関係部署に周知いたしました。

「4 今後の方向性（予定・取組）」でございますが、引き続き、速やかに弁護士等の専門家の意見も聞きながら、法的論点の整理を含めた事実関係を調査し、その結果に応じて、対応してまいります。調査経過についても御報告させていただきます。また、二度とこのようなことが起きないように、ガバナンスの強化に向けて組織改革に取り組んでまいります。御説明は以上でございます。

下田教育長

所管課からの説明が終了しました。御質問等あればお願いいたします。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長

意見交換をしておりますので、静粛にお願いします。御意見があればお願いいたします。

綿引委員

今御説明いただいた内容だと思うのですが、最後にお話しになられた今後の方向性のところで、「ガバナンスの強化に向けて組織改革に取り組んでまいります」と記されています。こういった項目について、下田教育長のもとに、教育委員会のガバナンス改革、こういったことにどのように取り組もうとされているのかというのを、もう少し分かりやすく具体的にお話しいただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

村上教職員人事部長

1点は、やはり500校という大きな組織の中での教育委員会事務局という大規模な組織でございますが、この中での意思決定の、いわゆるコンプライアンス的な視点も含めてより機能するように、そういった組織作りを検討して進めていく必要があると考えております。また、いろいろな事案に対して、よりスピード感を持った対応、こういった視点も持って、今後、庁内で議論しながら、より具体的なものをお示しできるよう、現在検討しているところでございます。

下田教育長

私も少し補足します。今説明がありましたが、これは横浜市会等でも同じ説明

をしておりますが、約26万人の生徒と、約2万人の教職員がいて、505校の学校があるということ。それに加えて教育委員会の学校教育事務所等がある。大変巨大な組織です。その中で情報がしっかりと速やかに共有されて見える化されることができて、更に社会的に見ておかしな判断に陥らないような、弁護士等、必要に応じてチェックがしっかり入るといふ組織構造がなかったから起こっていると思っております。判断について適切に行う仕組み、これはもちろん民間でもしっかり行っているところだと思っておりますので、教育委員会事務局もそのことについてしっかり見直しをして、改革していくことが必要だと考えております。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長

議論をしておりますので、静粛にお願いします。教育委員会会議は代表の方たちが議論する場となっております。

綿引委員

ありがとうございます。おっしゃられるように、横浜市の教育委員会は大変大きな組織だと思いますので、やはりステップをしっかりと決めて、いつまでに何をし、その成果をしっかりとチェックしながら回していくというような大きな改革のモデルをしっかりと作って、全職員が腹落ちして取り組んでいけると思っています。このような体制を作ってほしいと思っております。この改革は待たないと感じているところであります。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

中上委員

この件については、先日の常任委員会にも出席して、私も考え方や決意などをお話ししたところですが、まず、この話を聞いて、私も「え？」という感じでした。「え？」という意味は、組織的にきちっと、対応が適正だったのかどうかということと、社会の常識と言いますか、例えば先般のいじめの事件もそうですが、やはり法令との関係を踏まえていたかどうか。今回についても、裁判所の公開の法の趣旨から考えてどうだということを、専門家ではありませんが、やはり一般常識として「え？」という感じでした。

先ほど教育長からも弁護士を交えてということですので、やはりそれは非常に大事なことだと思います。法令に沿っているかどうか、教育委員会事務局の常識が、公務員というのは、教職員も含めて、教職の前に一公務員としても法令遵守というのを宣誓しているわけですから、その意味から見ても、しっかりと弁護士等専門家の意見を聞いて再発防止を考えるということが非常に大事なことだと思います。

それと、具体的な内容については今、教職員人事部長のお話にもありましたが、これからその中身についても、これからというよりは今もう始めていると思っておりますが、再発防止について、先ほどのリーガルチェックをどうするかという制度面からのアプローチと、今回525人動員されたと言いますか出張命令が出たわけですが、その中で誰一人、声が上がってこなかったのか。多分そうではないと思うのです。その中にはおかしいなと思っている人もいただろうと思っております。今後の対策として、その声をどういう形で拾い上げていくのか。ですから、今、教育長がおっしゃった情報の流れの話も非常に大事な視点だと思いますし、これが今までの慣行できたのが世の中の常識なのか非常識なのか、その辺りをしっかりと教職員一人ひとり、教育委員の私たちも含めて、問いかけていかなければいけないと思っております。意識を根本から変えていかなければいけないという今回の事案だ

と思います。

いずれにしても、先般のいじめや今回の件にしても、保護者並びに学校関係者、市民の方の信頼を損なったことは非常に残念であるし、本当に繰り返してはならないと思います。私たち教育委員が学校の訪問をさせていただいて、一生懸命改革に取り組んでいる教職員がいっぱいいらっしゃいます。その教職員たちにも申し訳ない。やはり信頼を回復するためには、しっかり再発防止についてスピード感を持って、すぐできるところから具体的に着手していくという再発防止を一緒になって考えていきたいと思います。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。この御報告、今日令和6年5月24日ですが、報道などいろいろと見ている内容と情報がほぼ何も変わっていないと言いますか、このタイミングで出ている情報としてはすごく少ないと思っています。情報が少ないと、やはり保護者や一般市民の方も不信感を更に募らせていくと思いますし、想像でこうなんじゃないか、ああなんじゃないかと思ってしまうと思うので、もうちょっと迅速に情報をしっかりと出していただけるとありがたいと思います。

もう一つは、今回、一番上に書いている「1 概要」のところにある「被害者からの要請を受けた場合、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮」、これをしたという話と、後半に書いてある傍聴呼びかけ、これとこれがどうつながったのかというところのその間が、なぜそういう判断がなされたのか。その判断がなされていったときに、なぜ複数からのいろいろな視点が入らなかったのか。この二つを今回しっかり見ないと、また起きかねない。その複数の視点が入りやすいようにするには、それは風土、言いにくい雰囲気だったのか、若しくはそこにちゃんとした話し合う場がなされていない、その議論の仕方なのか、若しくはチェック機能なのか。これから調査するということですが、どこに一番課題があったのかがもう少し明確に見えてこないとな次の手が打てないと思うので、そこをしっかりと、今回深くはつきりと見ていただけないと、信頼が回復できないと思います。そこはぜひお願いしたいと思います。

村上教職員人事部長

ありがとうございます。今回、職員、管理職含めて、この案件に対して動員に関わってどのように思っていたのか、あるいは感じていたのか、調査・振り返りの中でその辺りも当然把握していく必要があると思っております。そここのところを踏まえて、もしかすると声に出したかったけれども声に出せなかったというような、そんなことも想定されますので、その辺りをもう少しひもといて踏まえながら、また今後の対応、改善など、そういったことにもつなげていくことが大事だと思っております。

大塚委員

私からは2点、今、森委員からお話があったのとほぼ重なってしまうのですが、この動員を受けたときに、参加を余儀なくされた一人ひとりの教育委員会事務局の職員がどういう思いでいたかということ。それもしっかり分析していかねなければいけないと思いますが、物が言えない組織ではないかと指摘されても仕方がないと思います。そういった状況の中で、今、教職員人事部長がおっしゃったのは把握する必要があるということだったのですが、その本音をどのように把握すれば良いのかというところが非常に重要だと思います。人事からのお尋ねでは、物が言いやすいのかどうなのかというところですから、まず前提条件とし

て、安心して物が言える教育委員会事務局であるということの場作り、環境作りというものをどのように行っていくかというその手始めとして、その第一歩が把握だと思うのです。そこをしっかりと行ってほしいです。動員は社会的にはあってはならない判断だったと思います。でも、学校現場、子どもを大事に大事にという思いから、見えなくなってくるものも出てきます。それが視野の狭さになってくるので、結果、誰かが傷ついたり、御指摘を頂かざるを得なかったり、社会的に受け入れられなかったりする判断が生まれてしまうということが非常に痛みのある部分だと思っています。その部分をきちんと説明していかないと、いろいろな改革につながっていかないと、いろいろ改革につながっていかないと、ぜひそこをお願いいたします。

もう1点です。先ほど綿引委員が、ガバナンスの強化に向けた組織改革は腹落ちすることが大事だとおっしゃいました。さっき中上委員もおっしゃいましたが、学校現場は、児童生徒、保護者、地域の信頼を得て、全力で教育活動に取り組んでいる学校がほとんどです。そういった学校が、情報の少ない中で、ガバナンスの強化、組織改革という言葉が全面に出されてきたときに、どのような受け止めをするか。森委員もおっしゃいましたが、情報が流れていかないと、どういう背景でガバナンスの強化が必要なのか、どういうところで組織改革が必要なのかということが、本当に納得して理解いただいた上でものになっていかないと、全員がチーム横浜になって解消につながっていくことは難しいのではないかと思います。ですから、学校現場の思いも受け止めつつ共通理解をしっかりと図ると、丁寧なステップを踏んでいくことを要望として出させていただきたいと思っています。

村上教職員人事部長

ありがとうございます。教員でいえば約2万人、児童生徒は約26万人ということで、日本の基礎自治体としては最大級の自治体の学校という中で、今、大塚委員御指摘の情報の部分の、まずは情報共有あるいは内部での情報発信、そのことを踏まえた共通理解、また、同じ方向に向かって進むということの中での前提としての情報共有の在り方、この辺りにつきましては、やはりガバナンスの強化をしていく上では非常に重要なポイントだと思っています。大塚委員の御指摘も踏まえながら、今後考えていきたいと思っています。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長

静粛をお願いいたします。教育委員会の中で議論しておりますので、静粛をお願いいたします。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長

静粛にしていけない場合は、教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じることがございます。ご承知おきください。議論を続けます。よろしいでしょうか。

泉委員

御報告ありがとうございました。ほぼ多くのことがほかの教育委員と同じ意見なので、最後に私から一つだけ、今後の方向性のところで書かれている内容についてです。「ガバナンスの強化に向けて組織改革に取り組んでまいります」とあります。先ほどから風土の改革等の言葉も出ております。ただ、一歩引いて、市民感覚でこれを読むと、やはり具体的な内容が思い浮かんでこないと感じまし

た。今、本市の多くの学校で子どもたちと向き合っている先生方、関係者に限らず、多くの横浜市内の関係者の方がいらっしゃると思いますが、恐らく御自身の所属する組織に対する不安や懐疑心を持ってしまっているのではないかと想像します。こういった方たちに早くその気持ちを少しでも前向きに持ってもらうためにも、段階を踏んでからになると思いますが、少しでも具体的な解決策がイメージできるような言葉で今後の取組等の予定を記していただけるように、今後の報告を期待しております。以上です。

村上教職員人事部長

ありがとうございます。とにかく信頼回復に向けて、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

下田教育長

ほかにございますか。

ほかに御意見がなければ、次に議事日程に従い、請願等審査に移ります。4月5日付けで受け付け、各委員に配付しております受理番号2について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

山本学校教育企画部長

学校教育企画部長の山本でございます。受理番号2の要望書につきまして、考え方を所管課より御説明申し上げます。

高橋小中学校企画課長

小中学校企画課長の高橋です。受理番号2の要望書について、御説明いたします。要望者は、横浜教科書採択連絡会です。要望項目は11ございます。

- ① 採択地区については、市内を行政区ごとの採択地区に戻してください。
- ② 採択替えにあたっては、多数の教員が教科書調査研究を行い、市内全ての中学校が、学校ごとの実態を踏まえた調査研究報告を提出して、採択に反映できるようにしてください。
- ③ 教科書調査員には学校現場から幅広く教員を当て、校長・指導主事は除いてください。
- ④ 観点・評価基準の策定にあたっては、関連法規・学習指導要領等の特定の項目を重視することのないように、また特定の価値観の教科書を有利に導くことのないように、配慮して策定してください。
- ⑤ 教科書調査・評価にあたっては、誤植等の誤りが多数あるかどうかなど、内容の正確性を含めて調査・評価してください。
- ⑥ 事務局が作成する採択方針案・各種調査報告書・学校意見報告・審議会答申案などの文書は、原資料をそのまま正確に転記して作成してください。合理的な理由で変更・修正が必要な場合は箇所と理由を文書で審議会に報告し、適否は審議会でも検討してください。
- ⑦ 教科書取扱審議会は公開を原則とし、市民の傍聴を可能にしてください
- ⑧ 教科書展示会の会場環境の改善と、アンケートの活用を図ってください
- ⑨ 採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申を尊重し、答申の主旨と異なる教科書を採択する場合には、市民が納得できる合理的な理由を説明してください。
- ⑩ 審議にあたっては誰がどのような理由でどの教科書を選んだかということを明らかにするとともに、採決は挙手採決とし、無記名投票はしないでください。
- ⑪ 採択審議・決定の教育委員会会議は、広い会場で審議を行い、傍聴定員を弾力的に運用して市民の傍聴希望に応えてください。

続いて、考え方について説明いたします。要望項目②番、④番、⑨番について

です。横浜市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子どもの姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子どもの学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行っております。なお、令和6年度横浜市教科書採択の基本方針は、関係法令や文部科学省通知等を踏まえ、横浜教育ビジョン2030や横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領等に基づき策定します。

要望項目⑩についてです。教育委員会会議の採決の方法は、横浜市教育委員会会議規則において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択についても公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度、教育委員会で決定しております。

なお、それ以外の要望項目につきましては、教育長委任または専決で回答いたします。説明は以上でございます。

下田教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。特に御意見がなければ、受理番号2については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

次に4月5日付けで受け付け、各委員に配付しております受理番号3について、審査を行います。事務局から御説明をお願いします。

高橋小中学校
企画課長

引き続き小中学校企画課長の高橋です。受理番号3の要望書について御説明いたします。要望者は、知る権利・横浜の会です。「教科書採択基本方針」の「採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど」の文中から「採択終了後に」の文言を削除すると。

続いて、考え方について説明いたします。教科書の採択が公正かつ適正に行われるためには、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな環境を確保する必要があります。なお、より開かれた採択となるよう、基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択終了後には採択に関する情報を積極的に公開するなどしております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等があればお願いします。

中上委員

この件は、他都市の教育委員会がいっぱいありますが、例えば指定都市の状況はどうなっているのでしょうか。

高橋小中学校
企画課長

ありがとうございます。川崎市や相模原市にも確認し、内容が違う部分もありましたが、結果的にはどちらの市も採択終了後に公表する機会を持っています。また、神奈川県につきましては、市町に先に説明して下ろす段階がございますので、若干異なります。

下田教育長	<p>ほかにございますか。よろしいですか。 御意見がなければ、受理番号3につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
下田教育長	<p>それでは、承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って回答させていただきます。 次に、4月9日付けで受け付け、各委員に配付しております受理番号5について審査を行います。事務局から御説明をお願いいたします。</p>
高橋小中学校 企画課長	<p>引き続き小中学校企画課長の高橋です。受理番号5の要望書につきまして御説明いたします。要望者は、横浜教科書採択連絡会です。「採択基本方針」に記載されている「採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど」の文面から、「採択終了後に」の文言を削除して情報公開制度の原則に則った文面にしてください。 続いて、考え方について説明いたします。教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する必要があります。なお、より開かれた採択となるよう、基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択終了後には採択に関する情報を積極的に公開するなどしております。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
下田教育長	<p>説明が終了いたしました。御質問等がございますか。よろしいですか。 御意見がなければ、受理番号5については、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
下田教育長	<p>それでは、承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って回答させていただきます。 次に、4月18日付けで受け付けを行いました、各委員に配付しております受理番号7について審査を行います。事務局から御説明をお願いします。</p>
肥田施設部長	<p>施設部長の肥田でございます。考え方等について、学校計画課担当課長より説明させていただきます。</p>
高群学校計画 課担当課長	<p>学校計画課担当課長の高群です。よろしくをお願いいたします。受理番号7の請願書については、請願項目として、日限山小学校と南舞岡小学校の「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を廃止してください。というものです。請願者は、横浜市学校統廃合を考える会となっております。 当該検討部会について、これまでの経過を少し御説明させていただきます。現在、戸塚区の南舞岡小学校は、一般学級数が9学級の小規模校となっております。今後も小規模校の状態が継続していく見込みです。小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するため、隣接する港南区の日限山小学校との間で、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、具体</p>

的な対応について検討を進めている状況です。

これまでの検討部会の経過になりますが、令和4年5月に、両校の地域・保護者向けの説明会を行いました。その後、9月に第1回検討部会を開催いたしました。今までに全部で7回の検討部会を開催しております。それ以外に、地域・保護者向けの相談会を令和5年10月に、また、地域・保護者向けの説明会を先日、令和6年4月に開催しております。

また、参考となりますが、今回と同じ横浜市学校統廃合を考える会から横浜市会宛てに請願書が提出されております。請願の内容といたしましては、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を一時中断されたい。当該検討部会の委員を再選考されたい。というものでした。この請願については、横浜市会第1回定例会（令和6年3月14日）において審議の結果、不採択となっております。

所管課としての考え方になりますが、個別支援学級については、1学級8人を上限とした障害種別のクラスでの学校生活を基本としております。また、一般学級の学校規模にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程を基に教育環境を整える必要があります。一般学級は学年ごとに編成されます。学年単学級の場合には、クラス同士が切磋琢磨する教育環境ができない、クラスの枠を超えた多様な指導形態が取りにくいといった教育環境面での様々な課題がございますので、横浜市立小中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針では、一般学級の適正な学校規模について定めているところです。また、日限山小学校・南舞岡小学校の学校規模適正化につきましては、横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問し、調査・審議を行っているところです。今後、当該検討委員会からの答申を受け、横浜市教育委員会において、両校の学校規模適正化について検討してまいります。また、当該団体からは、教育委員会での意見陳述についての要望も記載されておりますが、こちらの意見陳述につきましては、当該検討委員会で調査・審議中の内容となっておりますので、教育委員会での検討結果を待たずに意見陳述を受けることは適当ではないと事務局としては考えているところです。以上となります。

下田教育長

説明が終了いたしました。意見陳述についての御意見をお願いいたします。

綿引委員

今の説明で概要は分かったのですが、質問としては、この横浜市学校規模適正化等検討委員会で今、調査・審議中ということですが、この論議というのは、健全な論議が検討部会でなされていると、私たちとしては理解して良いのでしょうか。

高群学校計画課担当課長

学校規模適正化等検討部会については、地域の代表、保護者の代表、また、学校の校長などに入っただいて議論を進めております。また、その議論の内容につきましては、検討部会ニュースという形で全戸配付をし、全部の御家庭に、今回の検討部会に関してどういう議論がなされているかという情報を提供させていただいております。また、その検討部会ニュースを見た方などから質問や御意見などが教育委員会事務局に届きます。そういうものも次の検討部会のときに部会委員の方に全部お示しした上で議論していただいている状況になりますので、適切な議論が行われていると考えております。

綿引委員

分かりました。ありがとうございます。

下田教育長	<p>ほかに御意見はありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに御意見等がなければ、受理番号7について、事務局から説明があったとおり、意見陳述を認めないということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
下田教育長	<p>それでは、意見陳述を認めないということとします。引き続き事務局から説明がありました、請願に対する考え方について、御意見等はございますか。よろしいですか。</p> <p>御意見がなければ、受理番号7については、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
下田教育長	<p>それでは、承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って回答させていただきます。以上で請願等審査を終了いたします。</p> <p>次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りいたします。教委第11号議案「横浜市立学校における物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、教委第12号議案及び教委第13号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
下田教育長	<p>それでは、教委第11号議案から教委第13号議案は非公開といたします。</p> <p>次に、教委第10号議案「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いいたします。</p>
肥田施設部長	<p>引き続きまして、施設部長の肥田でございます。教委第10号議案でございます。内容につきましては、裏面を御覧ください。「提案理由」でございます。特別調整通学区域を適用する対象者の範囲を明確に規定し、適切な制度運用を図る等のため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案するものでございます。詳細は学校計画課担当課長より説明させていただきます。</p>
高群学校計画課担当課長	<p>学校計画課担当課長の高群です。お手元の資料を2枚おめくりいただきまして「改正案概要」という資料がございますので、こちらで御説明させていただきます。</p> <p>今回の「1 趣旨」に関してですが、横浜市では、就学すべき学校の指定に関する規則の定めるところにより、市立学校の通学区域を定め、通学する学校を指定している指定校制度というものを取っております。一方で例外として、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮したうえで、指定校以外に教育長が別に定める市立学校からも選択することができる特別調整通学区域というものを設定しております。現在、この特別調整通学区域を適用する対象者の範囲が一部不明確になっている部分がございますので、その部分を明確にし、適切な制度運用を図るため、規則の一部改正を行います。</p>

「2 改正内容」としましては、「(1) 特別調整通学区域の定義」にありますように、特別調整通学区域というものがどういうものかということを改めてきちんと明文化しております。「(2) 特別調整通学区域における就学すべき学校の指定」ということで、こちらは、横浜市では住所によって就学すべき市立学校を指定する通学区域制度を基本としており、特別調整通学区域については、新入生と転入生のみを対象として現在、運用しているところでございます。ただ、現行の規則をそのまま読んでしまった場合に、在校生も対象となってしまって、在校生が毎年学校を変えることが可能になる、そういう制度に見えてしまうところがございますので、今回改めて運用に合わせた形で明確にするものでございます。なお、在校生が通学する学校を変えたい場合には別に調整する制度がございますので、そちらで対応しているのが現状でございます。

裏面「(3) 特別調整通学区域における就学すべき学校の指定の通知」とございます。指定就学通知書というものを通知しまして、児童生徒がどこの学校に就学すべきということをお知らせしているのですが、それを特別調整通学区域も準用する形で、今回併せて規則の内容を整理させていただいております。

3 ページ目に新旧対照表をつけさせていただいております。今の趣旨に沿って、このような中身で規則の改正を考えているところです。説明は以上となります。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等はございますか。よろしいですか。

森委員

この改正において、誰かが不利益を受けることがないかどうかというところでですね。ビフォー・アフターの今の御説明の中でそこが想像できなかったのもう少し補足いただけますでしょうか。

高群学校計画
課担当課長

では、資料の「改正案概要」のところにお戻りいただきまして、【参考】で「特別調整通学区域に係る規則改正前後の比較表」というものがございます。こちらに沿ってですが、現行、特別調整通学区域というものは、設定した後に新しく入学する生徒児童の方が対象となっております。その意味で、新入生というのがこれにあたります。また、その学区に新しく転入される方、この方もこの制度の対象です。ただ、設定する前から既に学校に通っている方、2年生、3年生については在校生という形になりますが、当然この制度でどちらかの学校を選べるという形には運用上はなっておりません。ただし、在校生の方が何らかの理由で別の学校を選択したい場合には、指定地区外就学制度というものがございまして、個々の状況に合わせて学校の調整ができることになっておりますので、その二つの制度の違いと運用を明確にしたというのが今回の趣旨です。ですので、新入生も転入生も在校生も何らかの形でこういう選択が取れますので、そういう意味で不利益を被る児童生徒の方はいないと考えております。

森委員

御説明ありがとうございます。では、在校生であっても別の制度を使えば選択肢があるということですね。そこができなくなるわけではないということですね。

高群学校計画
課担当課長
森委員

はい。

分かりました。このように説明を受ければ分かるのですが、保護者や一般の方が分かるかということ、なかなかかみ砕くのも大変だと思います。しっかりと選択

肢があるのに知らないと選択はできないので、それがどう周知されるかということについてもお聞かせいただけますか。

高群学校計画
課担当課長

まず、特別調整通学区域については、先ほどこちらの「2 改正内容」のところで学校の指定の御説明と、裏面のところで就学すべき学校の指定の通知という項目があると思います。この通知の中で、特別調整通学区域の対象になっている御家庭には、あなたは次に入学するときにA校又はB校を選ぶことができますということがきちんと周知されます。そのため、そこが抜け落ちるということはないと考えております。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。
ほかに御意見等がなければ、教委第10号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いいたします。

森長総務課長

5月16日に個人の方1名から「教育委員会における委員の発言に関する要望書」が提出されました。また、5月21日に1団体から「教科書採択に関する請願書」が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会でございますが、6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会でございますが、7月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。どうぞ。

森委員

全体、今日を通して思ったことで、先ほどどうまく言葉にできなかったのですが、一番最初のところでガバナンスの強化に向けて組織の改革に取り組むという話がありました。今日はたくさんの要望書と請願書も頂いていますが、本当にそのガバナンスが機能しているのか、一つ一つ見直す視点というのを頂いていると思います。組織改革を考えるときに、今日は一つ一つ全部の議題を通して、人の配置の話もありました、それがいろいろな会議において適切に配置されているのか、それを見直すときにきちんと見直せるような機能になっているのか、審議会のいろいろな進め方も今までのままで良いのだろうかなど、組織改革を行うと言うならば、一つ一つ全部を再確認することが必要だと思いますので、ぜひそこは1段階ギアを変えて行っていかなければいけないと思いますし、その視点を常に入れる努力、今までどおりに行っていないということ意識するのが大事ではないかと思いました。どのタイミングで言うか分からなくなってしまったので今になってしまいました、お願いします。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。それでは、繰り返しになりますが、次回の教育委員会定例会は、6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回

の教育委員会定例会は、7月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第11号議案「横浜市立学校における物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第12号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第13号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

下田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時20分]